名古屋都心エリア魅力発信事業と周遊促進事業　海外交通広告業務委託 評価基準

評価項目		評価ポイント	配点
業務実施	①業務実施体制	・提案内容を実施できる人員が確保、配置されているか ・名古屋観光コンベンションビューロー 事務局と連絡調整がとれ、事務局の要望に迅速・柔軟に対応できる体制となっているか ・現地広告掲出管理にあたり、適切な体制が整えられているか	10
	②業務実績	・本業務と同種・類似した業務について、業務実績及びその成果が良好であるか（実績の内容、成果が本業務にふさわしいかについて評価）	15
企画提案	③業務の実施方針	・業務の趣旨、目的を理解し、それを達成するための的確かつ効果的な方針を提示しているか ・本業務の内容に沿った十分な知見、ノウハウが示されているか	10
	④提案内容の的確性	【海外交通広告の企画・実施】 ・駅構内、車内広告など効果的な媒体を選定し提案されているか ・効果的な掲出エリア、掲出期間、掲出量が提案されているか ・選定にあたり、接触者数や効果などの根拠は明確に提案されているか	20
		【効果測定・分析】 ・事務局が求める数値の測定ができる体制になっているか ・その他有効な指標の提案がされているか	15
		【その他自由提案】 ・業務目的を達成するための効果的な独自提案があるか	15
	⑤提案内容の実現性	・実施方法等が具体的で、効果的な内容であるか ・スケジュールは適切で、実現可能なものであるか	10
	⑥経費	・見積項目、見積額は適切か ・経費の積算は、積算根拠や内訳が具体的に示されているか	5
合計点			100

【 提案者の順位の決定方法 】

1　評価委員1名あたり100点満点、合計400点満点で、各評価委員の採点の合計点が最も高い者を契約候補者とする。なお、各評価委員の採点の合計点で240点の点数を最低基準点とし、それ以上の点数を得た提案者の中から契約候補者を選定する。

2　点数が同点となった場合は、次の方法により順位を決定する。

(1) 評価項目のうち、③業務の実施方針と④提案内容の的確性の得点の合計が高い者を上位とする。

(2) (1)も同点の場合は、⑤提案内容の実現性の得点の合計が高い者を上位とする。

(3) (2)も同点の場合は、再度各評価委員から意見を聞き、委員長が順位を決定する。

＊採点の基準

区分		特に優れている	優れている	普通	やや不十分	不十分
配点	5点	5点	4点	3点	2点	1点
	10点	10点	8点	6点	4点	2点
	15点	15点	12点	9点	6点	3点
	20点	20点	15点	12点	9点	5点